

平成十九年二月六日受領  
答弁第一六六号

内閣衆質一六六第一六号

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出新しい日露関係専門家対話（二〇〇七）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出新しい日露関係専門家対話（二〇〇七）に関する質問に対する答弁書

一について

外務省は、平成十八年十二月、御指摘の「会議」の開催に関する情報を入手した。

二について

外務省としては、御指摘の団体については、国際問題の専門家である有志によって組織された私的な研究会であると承知している。

三について

外務省としては、御指摘の団体については、ロシア連邦の研究機関等によって組織され、ロシア連邦政府、議会等に対し、ロシア連邦の内政、外交等に関する研究報告等を行う団体であると承知している。

四について

外務省としては、御指摘の「会議」に御指摘の局次長が参加すると承知している。

五について

査証発給に係る個々の事案について、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの「秘密会議」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、外務省としては、御指摘の「会議」は、非公開を前提として行われると承知している。

七について

外務省としては、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）に規定する所掌事務の一環として、御指摘の「会議」に外務省職員を出席させることを予定している。

八から十までについて

現時点では、御指摘の予定はない。

十一について

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員が、御指摘のレセプションにおいて、五千円を超える供応接待を受けたときは、同法第六条第一項の規定により贈与等報告書を提出する義務がある。

十二について

外務省としては、御指摘の団体との関係は適切であると考えている。